
令和6年度 スチュワードシップ活動の報告



東京都職員共済組合

(目次)

I 都共済のステュワードシップ活動について	2
1 ステュワードシップ活動の概要	2
2 これまでのステュワードシップ活動の経緯	4
3 令和6年度の主な取組み	5
II 運用受託機関における取組み状況（株式）	6
1 日本版ステュワードシップ・コード原則1 関係	6
2 日本版ステュワードシップ・コード原則2 関係	6
3 日本版ステュワードシップ・コード原則3 関係	6
4 日本版ステュワードシップ・コード原則4 関係	6
（1）対話内容と成果	7
（2）エンゲージメントの効果測定に関する取組みと成果について	11
（3）エンゲージメントの実施状況	13
（4）エンゲージメントの実施状況に関する傾向分析（国内株式）	21
（5）報告及びヒアリングを通じて確認された事項	22
5 日本版ステュワードシップ・コード原則5 関係	23
（1）議決権行使基準の策定・公表と議決権行使結果の個別開示	23
（2）株主議決権の行使状況（国内株式）	24
（3）株主議決権の行使状況（外国株式）	27
（4）都共済ガイドラインとは異なる判断を行った事例（国内株式）	30
（5）議決権行使とエンゲージメントの一体運用の事例（国内株式）	31
（6）報告及びヒアリングを通じて確認された事項	32
6 日本版ステュワードシップ・コード原則6 関係	33
7 日本版ステュワードシップ・コード原則7 関係	33
8 運用受託機関の課題認識（国内株式・外国株式）	34
III 運用受託機関における取組み状況（債券）	35
1 国内債券のステュワードシップ活動について	35
2 日本版ステュワードシップ・コード原則1 関係	35
3 日本版ステュワードシップ・コード原則2 関係	35
4 日本版ステュワードシップ・コード原則4 関係	35
5 日本版ステュワードシップ・コード原則7 関係	36
6 対話内容と成果（国内債券）	36
7 運用受託機関の課題認識（国内債券）	36
IV ESGへの取組み	37
1 ESG投資	37
（1）ESG投資に関する基本的な考え方	37
（2）ESG投資に関する取組み	37
2 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同表明	37
3 責任投資原則（PRI）への署名及びアセットオーナー・プリンシプル の受け入れ表明	38
V 今後の取組み	39
VI 資料集	40

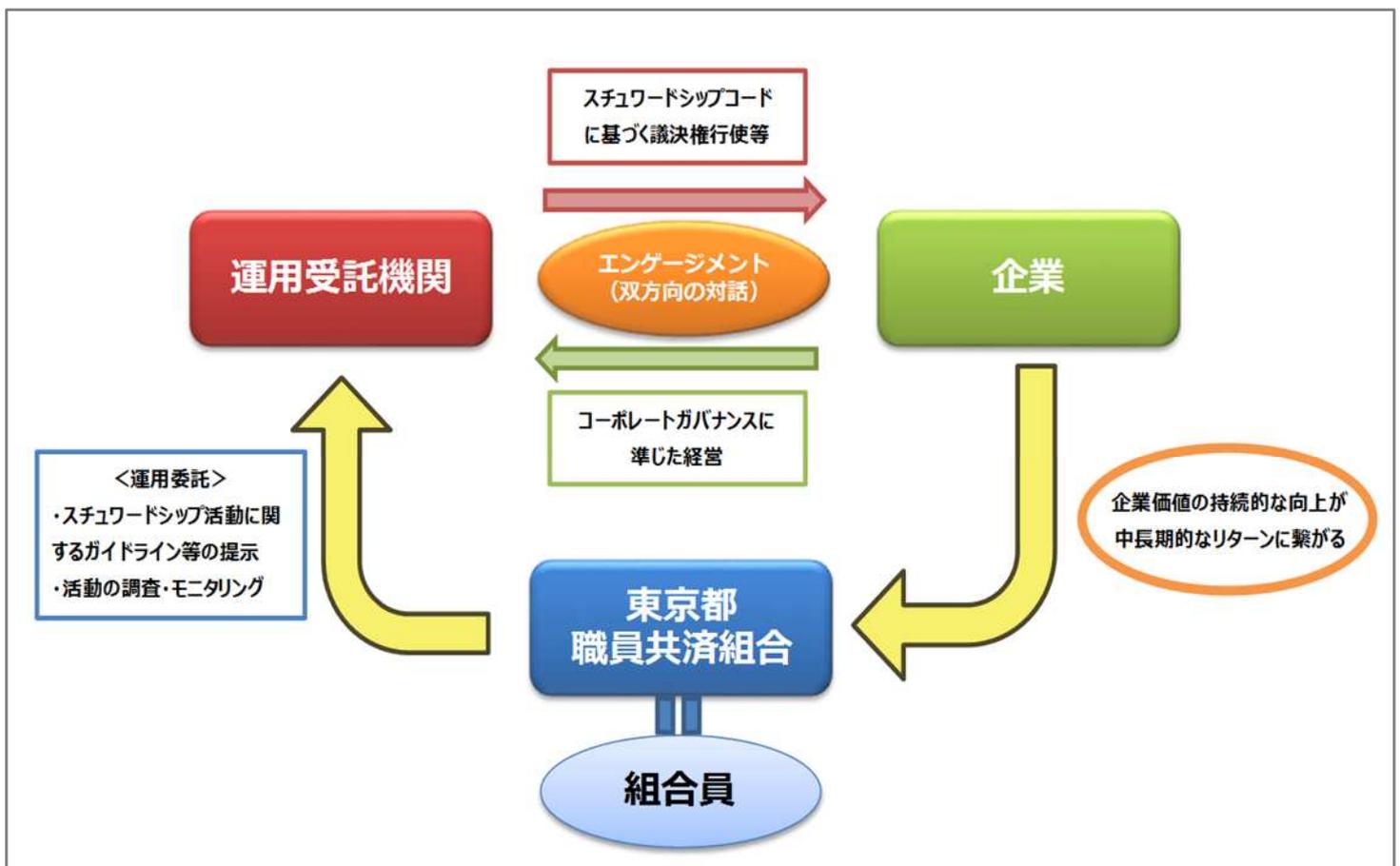
I 都共済のステュワードシップ活動について

1 ステュワードシップ活動の概要

ステュワードシップ活動とは、機関投資家が投資先企業との建設的な目的を持った対話（エンゲージメント）や議決権の行使などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を果たすための活動を指します。

東京都職員共済組合（以下、「都共済」という。）は、「組合員に対する受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」を果たすことが求められており、ステュワードシップ活動に積極的に取り組んでいます。

<都共済のステュワードシップ活動のイメージ図>



なお都共済は、運用受託機関（都共済が資産の運用を委託する運用機関）を通じて個別企業の株式に投資する形態を取っており、スチュワードシップ活動についても、個別企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関がそれを行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たすことができると考えています。

このような考えのもと、都共済は投資先企業において、取締役会が経営陣の執行を監督することにより、適切なガバナンス機能を発揮し、その結果として企業価値の向上を図る責務の在り方を定めた「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」を制定しました。併せて、その趣旨を踏まえて、実質的な株主としての議決権行使の方針を示した「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」、「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」を制定、運用受託機関に対し、これらの方針に基づきスチュワードシップ活動を行うように求めています。

2 これまでのステュワードシップ活動の経緯

都共済は、これまでに以下のような取組みを行ってきました。

	主な取組み
平成26年8月	「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」の制定
	「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」の制定
	「日本版ステュワードシップ・コード」の受け入れを表明
平成29年5月	「日本版ステュワードシップ・コード(改訂版)」の受け入れを表明
平成30年3月	「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」の制定
令和元年10月	国内株式運用について、「ESGファンド」3プロダクトを新規採用
令和2年9月	「日本版ステュワードシップ・コード(再改訂版)」の受け入れを表明
令和2年10月以降	退職等年金給付組合積立金においてグリーンボンド・サステナビリティボンドを順次購入
令和4年3月	「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」の改正
	「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」の改正
	「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」の改正
令和4年6月	「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」への賛同を表明
令和5年9月	債券を対象としたステュワードシップ活動の調査を開始
令和6年8月	「責任投資原則（PRI）」への署名
令和6年9月	「アセットオーナー・プリンシプル」の受け入れを表明

3 令和6年度の主な取組み

都共済は、令和6年度のスチュワードシップ活動として、運用受託機関に対して、エンゲージメントや株主議決権行使の状況等に関する調査及び情報収集を行い、運用受託機関の取組状況を確認するとともに、課題や問題点等について意見交換を行いました。

令和6年度における主な取組み内容は以下のとおりです。

項目	実施時期	対象	主な確認事項
議決権行使状況調査	令和6年 9月	「株式運用受託機関」 ・国内株式8社 ・外国株式3社	<ul style="list-style-type: none"> ・都共済のガイドラインと各社のガイドラインとの整合性 ・議決権行使体制 ・議決権行使結果 ・議決権行使の賛否の傾向
スチュワードシップ活動の実施状況調査		「債券運用受託機関」 ・国内債券2社	「株式運用受託機関」 <ul style="list-style-type: none"> ・個別議案の行使判断理由 ・エンゲージメント活動に関する管理監督方針 ・エンゲージメントの成果と今後の課題等 「債券受託運用機関」 <ul style="list-style-type: none"> ・スチュワードシップ活動の実施状況 ・エンゲージメント活動の実施状況
運用受託機関からの情報収集	適宜		

都共済における株主議決権行使については、原則として都共済が定めた「株主議決権行使ガイドライン」に基づき株式運用受託機関が、株主議決権を行使しています。

今年度については、株式運用受託機関（国内株式8社・外国株式3社）から議決権の行使状況や、議決権の管理・運用体制等を、債券運用受託機関（国内債券2社）からはスチュワードシップ活動の実施状況、エンゲージメント活動の実施状況の報告を受けるとともに、適宜、個別照会等による情報収集を実施することにより、取組状況の確認を行いました。

Ⅱ 運用受託機関における取組み状況（株式）

1 日本版スチュワードシップ・コード原則 1 関係

【原則 1：スチュワードシップ活動方針の策定及び公表】

委託する全ての運用受託機関において、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針等が策定されており、各社のウェブサイト公表されていること、また、サステナビリティに関する課題についても、運用戦略に応じた方針等が明確に示されていることを確認しました。

2 日本版スチュワードシップ・コード原則 2 関係

【原則 2：利益相反管理方針の策定及び公表】

全ての運用受託機関において、スチュワードシップ原則を果たす上で管理すべき利益相反についての明確な方針が策定され、各社のウェブサイト公表されていることを確認しました。また、大半の機関で第三者委員会による利益相反管理がなされていることを確認しました。

3 日本版スチュワードシップ・コード原則 3 関係

【原則 3：投資先の状況の的確な把握】

全ての運用受託機関が、業績等の財務情報及びESG関連情報等の非財務情報の分析に努めており、都共済としてもそうした状況を、四半期毎の運用ヒアリングや年1回のスチュワードシップ活動報告等を通じて、定期的にモニタリングしています。

4 日本版スチュワードシップ・コード原則 4 関係

【原則 4：投資先企業に対するエンゲージメント】

全ての運用受託機関が、建設的な「目的を持った対話」を通じ、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めていること、さらには中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促していることを確認しました。

(1) 対話内容と成果

①国内株式 パッシブ運用

パッシブ運用受託機関はエンゲージメント活動を通じて、中長期的な視点でインデックス構成銘柄の企業価値向上を目指し、建設的な提案や働きかけを行っており、企業の持続的成長に向けた着実な手応えを得られているものと評価しています。具体的な事例は以下の通りです。

エンゲージメント類/論点	企業分類	対話内容	
資本効率/ 政策保有株式 縮減	自動車業種	内容	時価総額の大きい同社及びグループ会社の資本コストを踏まえたPBR改善に向け、政策保有株式削減について継続的に議論
		成果	経営陣より、「PBRの状況等を重く受止め、政策保有株式削減に向けグループ各社と議論している。」との回答を得ることができた。対話後、同社及びグループ会社の政策保有株式削減の取組みが大きく進展
経営戦略/ 利益率等改善	電子部品業種	内容	同業他社比株価低位推移の背景としてフリーキャッシュフローの創出力及びROICが劣後していることが一因であると認識の下、利益率改善取組み及び目標値の開示について議論
		成果	経営陣より、「事業ごとのROIC等を示すといった、開示レベルの高度化の必要性を認識した。」との回答を得ることができた。 対話後、キャッシュフロー経営の強化、事業ポートフォリオマネジメント強化、キャピタルアロケーション方針の明示がなされ、対話目標を達成

②国内株式 アクティブ運用

アクティブ運用受託機関はエンゲージメント活動を通じて、投資先企業に課題解決を促し、超過収益率を向上させるための働きかけを行っており、企業の取組みに前向きな変化が起きていると評価しています。具体的な事例は以下の通りです。

項目	企業分類	対話内容	
環境 (ESGのE) 関連	機械製造業種	内容	当社は温室効果ガスの排出量の多い業態の大手企業であり、当該企業のカーボンニュートラルが日本全体の当該取組みにも影響があることから定量的認定であるSBT取得を促した。当初、消極的であったが、継続的に訴求
		成果	その後、当社よりSBT認定に動いているとのコメントを得たのち、SBT認定を取得したとの発表を確認。今後もカーボンニュートラルに向けた取組をモニタリング
社会 (ESGのS) 関連	商社業種	内容	人権デューデリジェンス（以下、DD）が一部事業で未着手であり、目標に向けたロードマップ、及びDD実施内容の開示を促し、当社がその点を課題認識していることを確認
		成果	外部対象の苦情処理窓口を設置。特定した人権リスクのうち優先順位の高い事業におけるDDを実施し、進捗状況、評価、及び対応策を公表

項目	企業分類	対話内容	
コーポレートガバナンス (ESGのG) 関連	食品業種	内容	<p>当社は特定の事業の成長・拡大により安定的な利益成長を遂げる一方、その開示が劣位にあること、また、赤字事業の存在、生物多様性・気候変動対応に課題があることから、成長・拡大事業の開示改善、及び財務管理への貸借対照表要素導入による資本効率改善への取組みを訴求</p>
		成果	<p>ROEの目標設定、株主還元の強化等、及び貸借対照表をベースとした資本コストを意識した経営戦略への言及、及び成長事業の一部開示改善を確認。自社株買いや多様性ある人材採用など新たな取組みを開始</p>
資本政策関連	電気機器業種	内容	<p>複数事業の業績不振により全社資本収益性の悪化傾向がみられ、事業ポートフォリオ戦略検討が必要。全社レベル・事業別の資本収益性目標開示と収益向上施策の策定を促す。</p>
		成果	<p>次期中計にて開示したいとの説明を受けたのち、次期中計において全社レベル・事業別の資本収益性目標の開示が実施されたことを確認。さらなる経営陣との対話において、資本収益性がハードルレートに届かない低収益事業の改善にも中計期間において取組みたいとの説明を受け、今後はその実効性を評価していく。</p>

②外国株式

各運用受託機関が行った、エンゲージメント活動における対話内容と達成状況の事例は以下の通りです。

テーマ	企業分類	対話内容	
気候関連・気候関連の情報開示	セメント	内容	業界で早期にネットゼロ目標を設定するなど、意欲的に取組む同社に対し、目標の達成の確度を高めるため、各種施策の具体化やサプライチェーンへの働きかけに対する情報開示の積極化の必要性について意見を提示
		成果	2023年3月、Scope1、2の2030年目標の引き上げ、2050年のScope3の全カテゴリーを含む目標設定を発表。7月にカーボン等技術プロジェクトのEUイノベーション基金助成金対象選定、12月にCOP28で革新的プロジェクトに選出されるなど、同社開示の進展に加え、外部評価獲得も進展 その他、原材料調達、生産、回収に至る一連の施策の実効性を高めるべく2030年のCCUSによる数値目標やネットゼロセメントの生産目標を掲げるなど開示を改善
環境（ESGのE）関連・自然資本	飲料メーカー	内容	水リスクへの対応として醸造所の水使用量の削減目標は設定されている。一方、農業関連での温室効果ガス排出量や水リスク対応、農家支援に関する具体的な目標値の設定及び取組みの開示が未実施であり、その必要性に関して意見
		成果	2023年9月、Scope3の森林・土地・農業などを含めた科学的根拠に基づく目標を設定。また、農業関連におけるScope3の排出量を30%削減する目標に更新。肥料の使用量削減や土壌の健全化に向けた穀物のローテーションなど、再生農業などの構想を含む水リスクマネジメントに関する各種プロジェクトの立ち上げを実施 温室効果ガス排出量の削減と水リスク対応を一体とし、健全な土壌の使用に向けた対応実施の開示が改善

(2) エンゲージメントの効果測定に関する取組みと成果について

積極的にエンゲージメントを行うにとどまらず、種々分析・研究を通してチャレンジングなテーマであるエンゲージメントの効果測定に取り組み、その成果を今後のスチュワードシップ活動に繋げていこうとする運用受託機関各社の姿勢を確認することができました。

	取組	成果
A社	<ul style="list-style-type: none"> 重点企業毎に重点課題を設定し、対話目標明確化 エンゲージメントの進捗状況を8段階のマイルストーンできめ細かく管理 マイルストーンの進展と株価との関連性について効果検証中 ESG重要課題にKPIを設定しての効果検証を検討 	<ul style="list-style-type: none"> エンゲージメントの年間計画に基づく進捗状況を8段階で管理した結果、2023年度は順調に進捗 気候変動やサステナビリティ経営の課題を中心に「施策実行」が「課題解決」まで進展
B社	<ul style="list-style-type: none"> エンゲージメントは財務的な課題を解決することを目的とした「ミクロの視点」と非財務的な課題の解消を目的とした「マクロの視点」という2つの視点で実施 前者についてはエンゲージメント対象企業それぞれに合わせた目標を設定 後者に関しては、主に責任投資部がトップダウン的に目標を設定 両視点とも四半期ごとに開催する「エンゲージメント進捗管理ミーティング」で進捗管理を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「ミクロの視点」に関して定量的な評価として、当社が算出している企業価値がエンゲージメントを通じてどの程度変化したかにより評価 定性的な評価として、エンゲージメント内容によるその後の改善度合いに注目 「マクロの視点」については、課題解消の状況、当年度の達成状況を確認

	取組	成果
C社	<ul style="list-style-type: none"> ・企業毎に協議により目標を設定し、各エンゲージメントごとに進捗度を管理、石炭関連等、グローバル展開しているテーマは各テーマ責任者がレビュー ・グローバルの全メンバーが閲覧可能なプラットフォームにて一元管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本固有のエンゲージメントについては月次でその進捗について議論 ・一部ファンドについては当社提案、企業行動変化及び株価を月次管理し、スコアリングすることで評価
D社	<ul style="list-style-type: none"> ・ESGデータスクリーニングや投資先企業のESGマテリアリティを比較考量し、協議によりエンゲージメント注力企業を選定 ・ESGマテリアリティの優先順位を考慮し、注力企業の課題を踏まえたエンゲージメント活動項目をトップダウン・ボトムアップの視点で決定 ・エンゲージメント活動項目に紐付けたESGマテリアリティのゴールを意識したバックキャストでの中間目標としてエンゲージメントターゲットを設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・注力企業に関し、年間のエンゲージメント計画を策定し、エンゲージメント活動を6段階（ステージ進捗4段階、モニタリング2段階）にて管理 ・具体的には、経営層と課題を認識共有するまで4段階のステージ進捗を管理し、ターゲットを達成した企業を施策実行、課題解決の2段階で判定し、モニタリング管理 ・そのうえで、資本効率や株価が芳しくない企業に対しては、再度注力企業として年間計画を策定し、エンゲージメント活動を実施 ・エンゲージメント後にその内容に対応するアクションがあった企業数の割合をモニタリングし、当該割合の継続的上昇を確認

(3) エンゲージメントの実施状況

① 国内株式

ア 厚生年金保険給付組合積立金

厚生年金保険給付組合積立金では、国内株式の運用受託機関4社を通じて、令和5年7月～令和6年6月に延べ651社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ2,325件で前年度比4.5%増加しました。うち、企業の経営トップと直接対話を実施した件数は528件で、全体の22.7%（ほぼ前年度同様の比率）となりました。

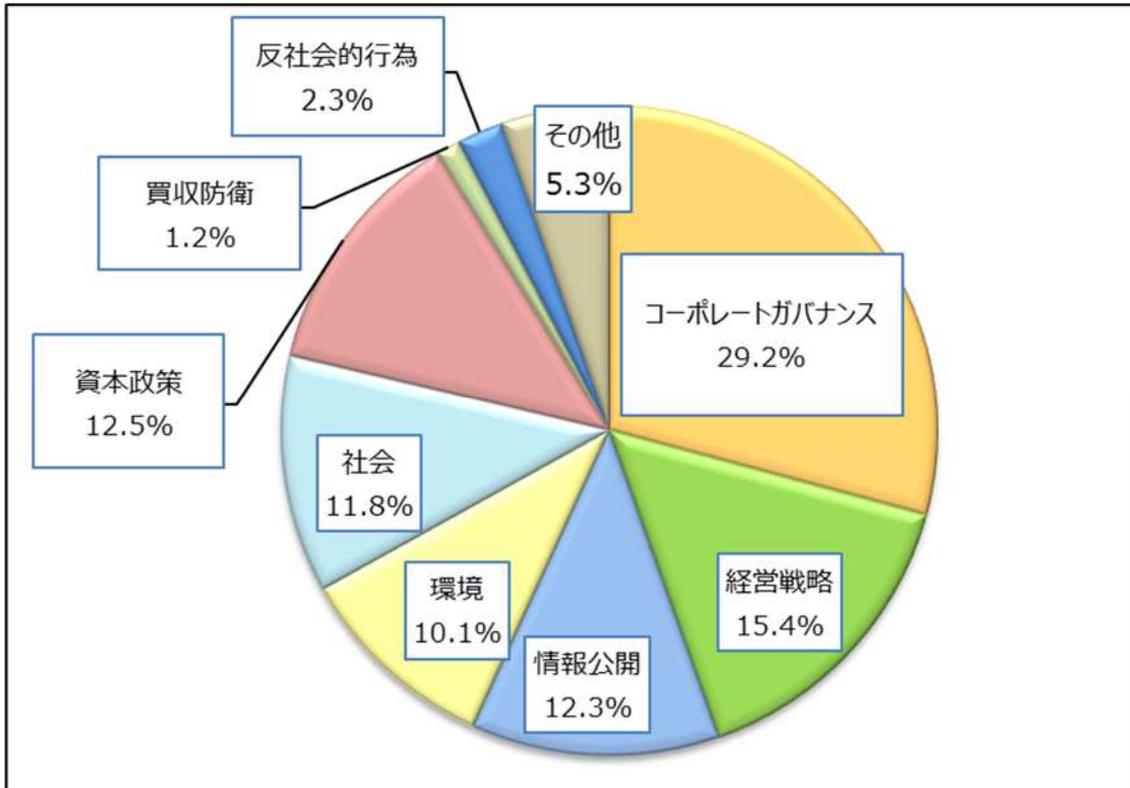
エンゲージメントの主な内容として、取締役会の構成などコーポレートガバナンスに関する対話が679件と全体の29.2%を占めました。

エンゲージメント活動件数（対象：令和5年7月～令和6年6月）

対話の内容	件数	構成比	内、経営トップとの対話		内、独立社外取締役との対話	
			件数	比率	件数	比率
資本政策関連	291	12.5%	77	26.5%	6	2.1%
経営戦略関連	357	15.4%	96	26.9%	7	2.0%
環境（ESGのE）関連	234	10.1%	39	16.7%	4	1.7%
うち、気候関連	155	6.7%	21	13.5%	3	1.9%
社会（ESGのS）関連	275	11.8%	61	22.2%	8	2.9%
コーポレートガバナンス（ESGのG）関連	679	29.2%	163	24.0%	36	5.3%
買収防衛策関連	28	1.2%	9	32.1%	0	0.0%
情報公開関連	285	12.3%	54	18.9%	4	1.4%
うち、気候関連	53	2.3%	5	9.4%	1	1.9%
反社会的行為の防止関連	53	2.3%	13	24.5%	2	3.8%
その他	123	5.3%	16	13.0%	2	1.6%
総計	2,325	100.0%	528	22.7%	69	3.0%

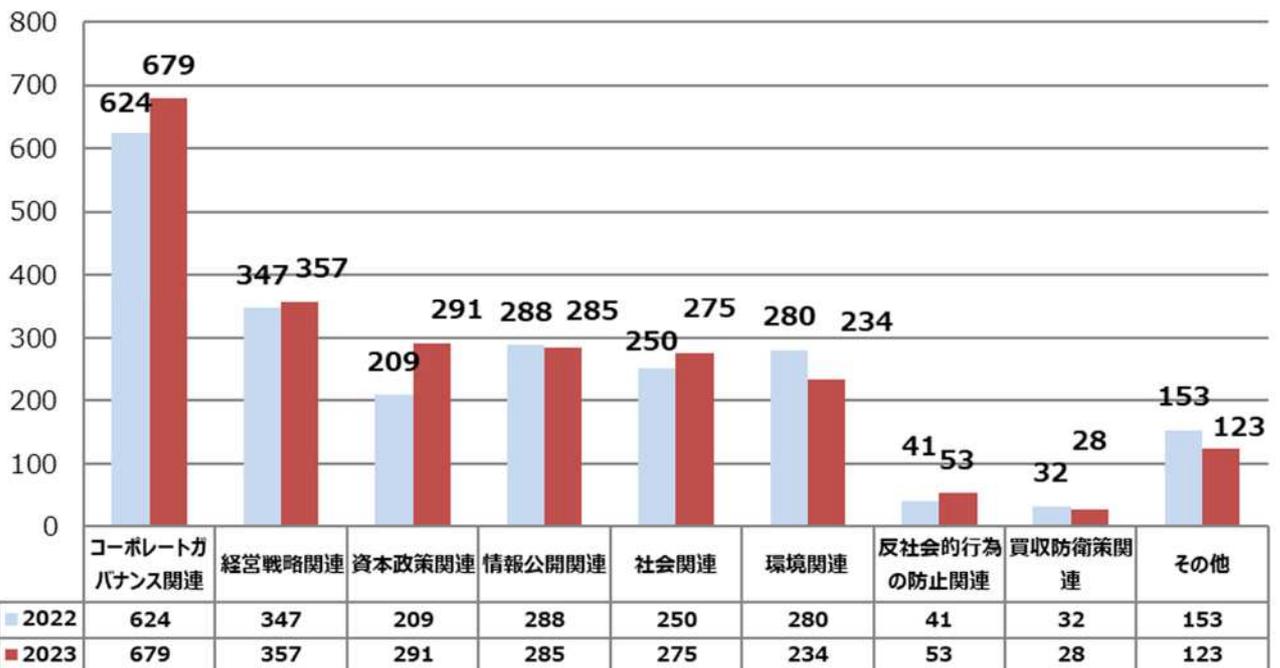
エンゲージメント活動件数＜対話内容別構成比＞

対象：令和5年7月～令和6年6月



※エンゲージメント活動件数全体（2,325件）に対する対話内容別構成比

エンゲージメント活動件数の増減（前年度比）



イ 経過的長期給付組合積立金

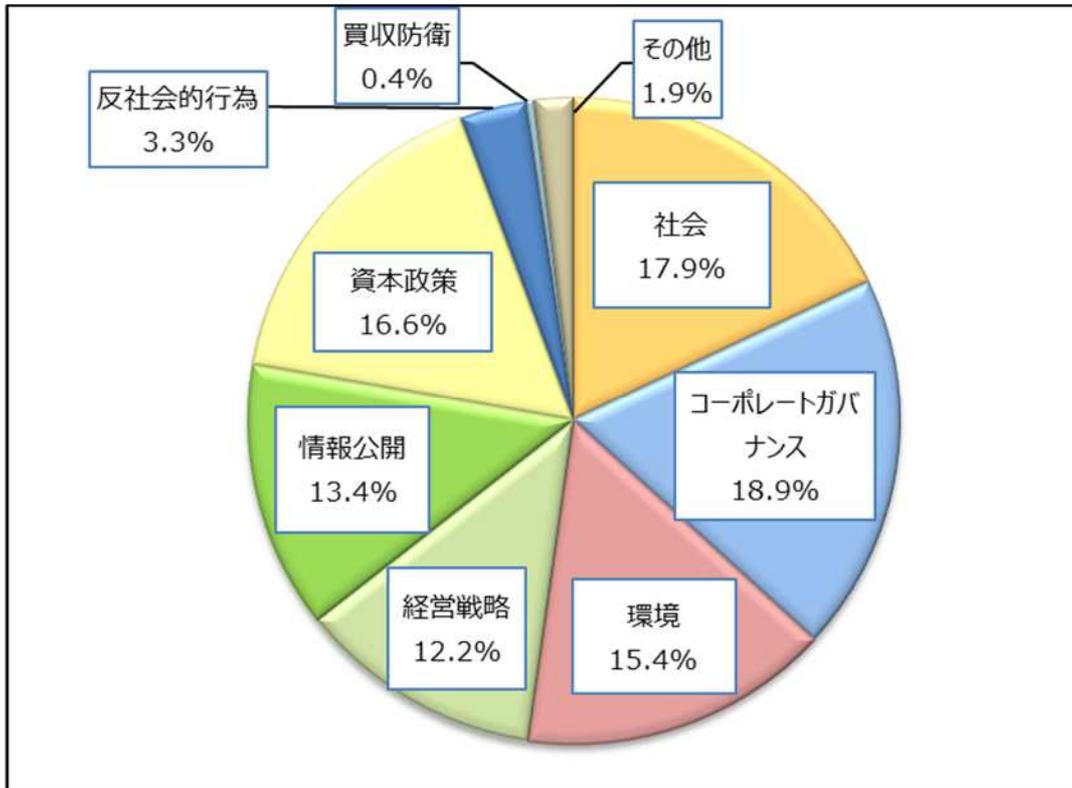
経過的長期給付組合積立金では、国内株式の運用受託機関4社を通じて、令和5年7月～令和6年6月に延べ734社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ4,305件で前年度比36.8%と大幅に増加しました。うち、企業の経営トップと直接対話を実施した件数は861件で、全体の20.0%となり、前年度比2.9%ポイント増加しました。

エンゲージメントの主な内容として、女性活躍の推進などコーポレートガバナンス（ESGのG）関連の対話が813件と前年比148件増加し、全体の18.9%を占めました。

エンゲージメント活動件数（対象：令和5年7月～令和6年6月）

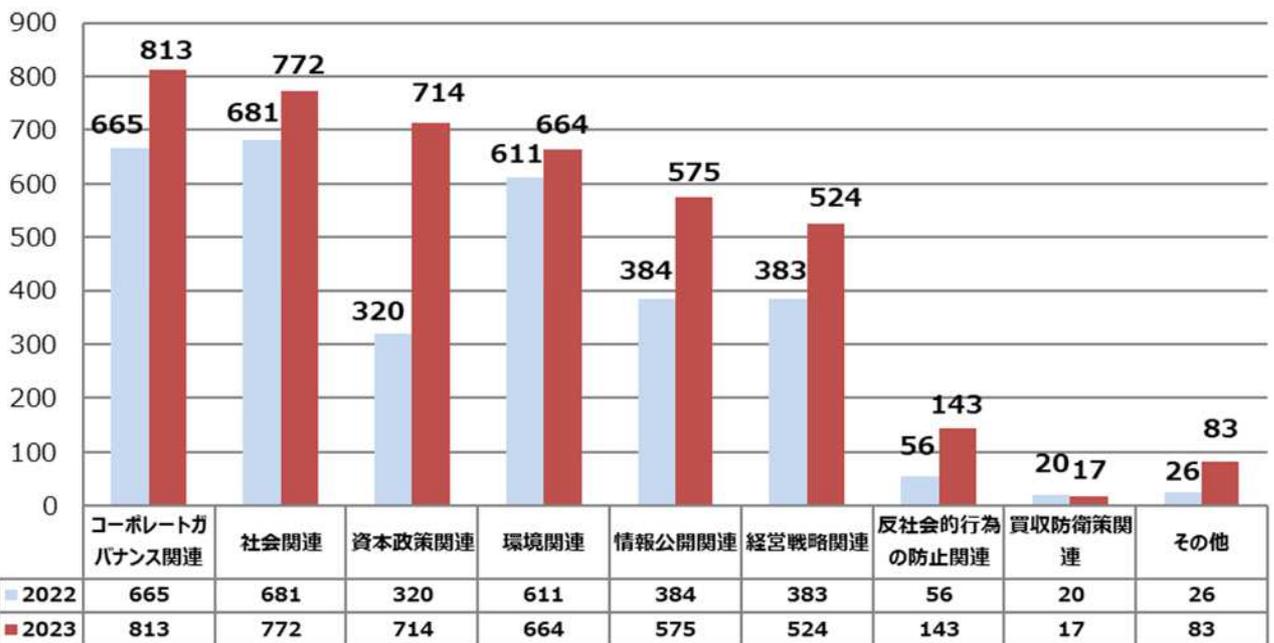
対話の内容	件数		内、経営トップとの対話		内、独立社外取締役との対話	
		構成比		比率		比率
資本政策関連	714	16.6%	145	20.3%	16	2.2%
経営戦略関連	524	12.2%	138	26.3%	11	2.1%
環境（ESGのE）関連	664	15.4%	115	17.3%	11	1.7%
うち、気候関連	434	10.1%	74	17.1%	11	2.5%
社会（ESGのS）関連	772	17.9%	145	18.8%	13	1.7%
コーポレートガバナンス（ESGのG）関連	813	18.9%	170	20.9%	76	9.3%
買収防衛策関連	17	0.4%	3	17.6%	5	29.4%
情報公開関連	575	13.4%	102	17.7%	10	1.7%
うち、気候関連	52	1.2%	8	15.4%	4	7.7%
反社会的行為の防止関連	143	3.3%	20	14.0%	2	1.4%
その他	83	1.9%	23	27.7%	2	2.4%
総計	4,305	100.0%	861	20.0%	146	3.4%

エンゲージメント活動件数＜対話内容別構成比＞
対象：令和5年7月～令和6年6月



※エンゲージメント活動件数全体（4,305件）に対する対話内容別構成比

エンゲージメント活動件数の増減＜前年度比＞



②外国株式

ア 厚生年金保険給付組合積立金

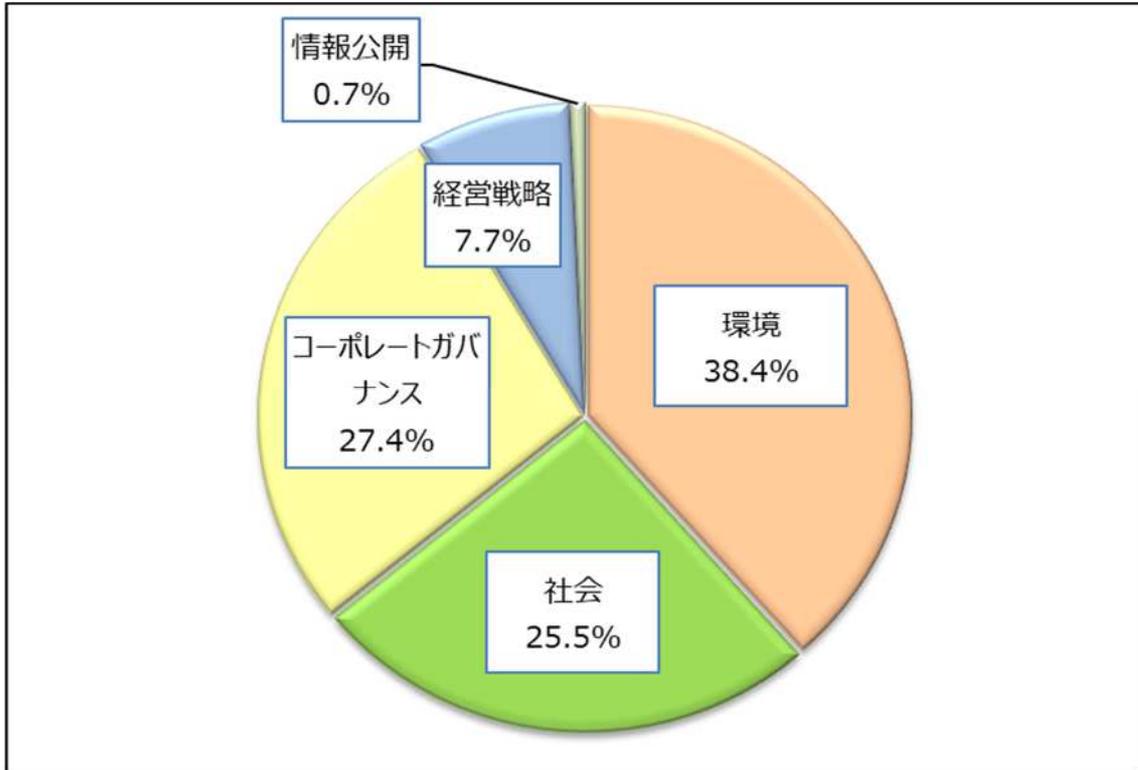
厚生年金保険給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関を通じて、令和5年7月～令和6年6月に延べ557社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ2,581件で前年度比3.5%増加しました。

エンゲージメントの主な内容として、環境貢献に関する目標設定など環境に関する対話が991件と全体の38.4%を占めました。

エンゲージメント活動件数（対象：令和5年7月～令和6年6月）

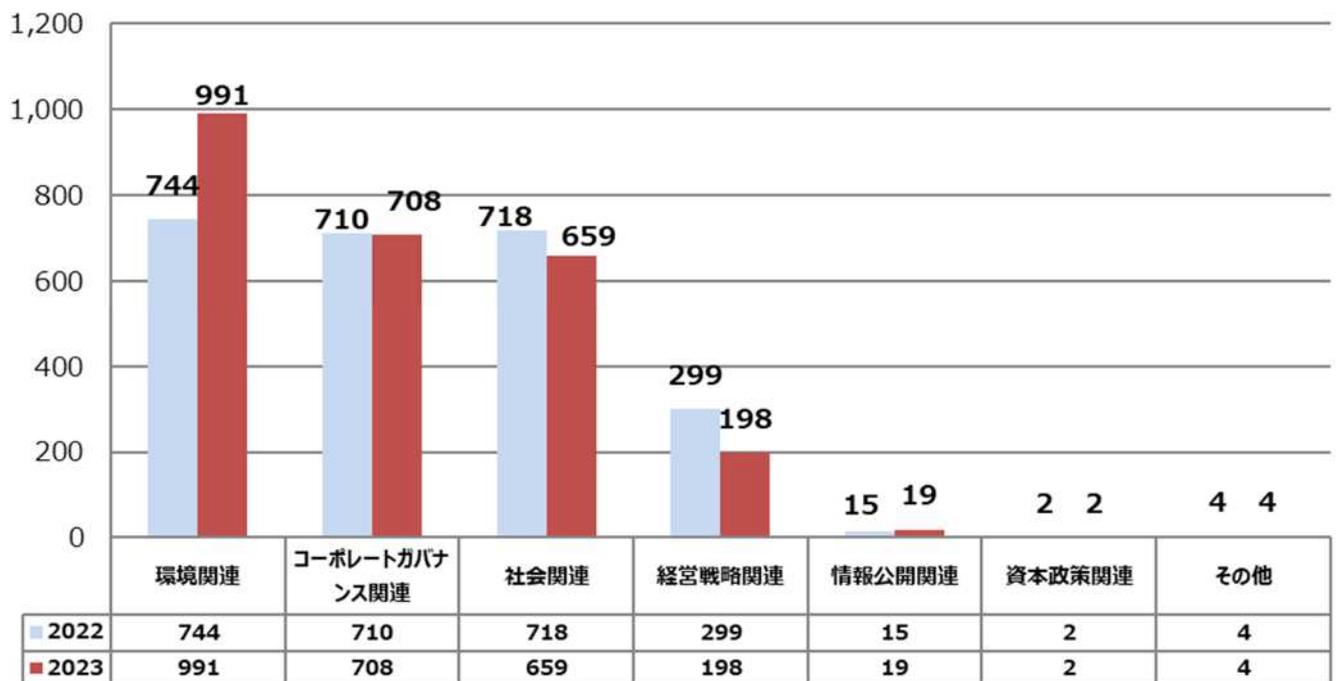
対話の内容	件数		内、経営トップとの対話	
		構成比		比率
資本政策関連	2	0.1%	0	0.0%
経営戦略関連	198	7.7%	1	0.5%
環境関連	991	38.4%	6	0.6%
うち、気候関連	668	25.9%	4	0.6%
社会関連	659	25.5%	3	0.5%
コーポレートガバナンス関連	708	27.4%	10	1.4%
情報公開関連	19	0.7%	2	10.5%
うち、気候関連	6	0.2%	1	16.7%
その他	4	0.2%	1	0.0%
総計	2,581	100.0%	23	13.5%

エンゲージメント活動件数〈対話内容別構成比〉
対象：令和5年7月～令和6年6月



※エンゲージメント活動件数全体（2,581件）に対する対話内容別構成比

エンゲージメント活動件数の増減（前年度比）



イ 経過的長期給付組合積立金

経過的長期給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関を通じて、令和5年7月～令和6年6月に延べ342社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ595件で前年度比11件減少しました。

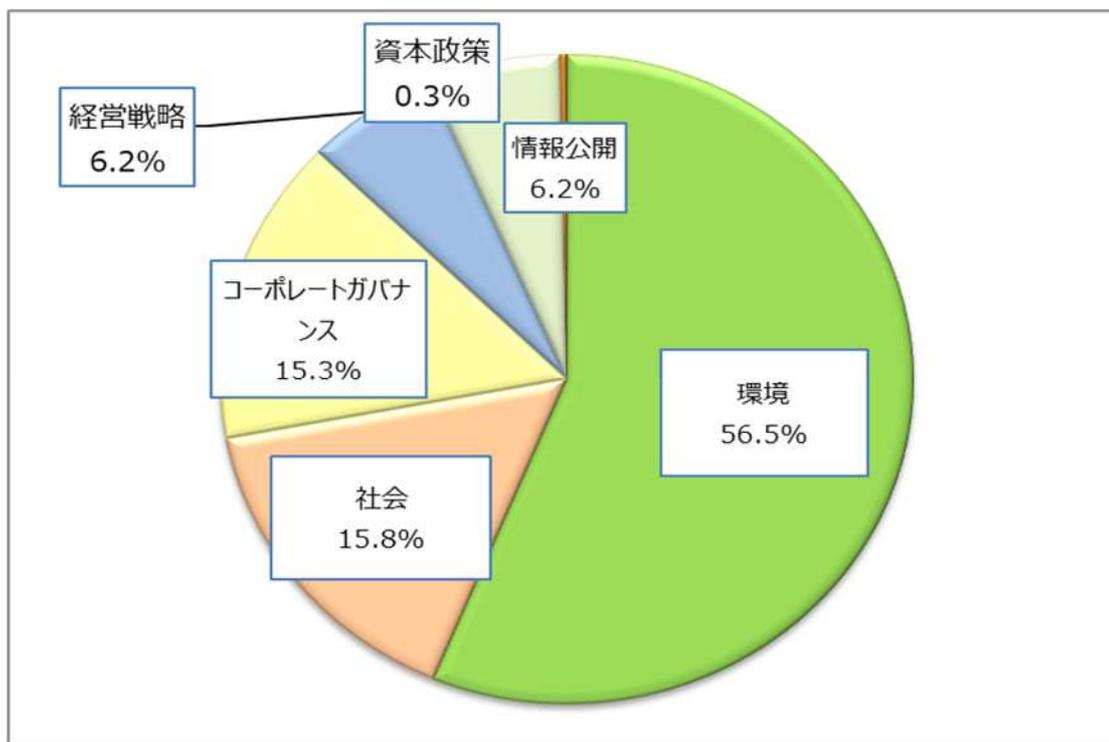
エンゲージメントの主な内容として、環境貢献に関する目標設定など環境に関する対話が336件と全体の56.5%を占めました。

エンゲージメント活動件数（対象：令和5年7月～令和6年6月）

対話の内容	件数	構成比	内、経営トップとの対話	
			の対話	比率
資本政策関連	0	0.0%	0	0.0%
経営戦略関連	37	6.2%	2	5.4%
環境（ESGのE）関連	336	56.5%	19	5.7%
うち、気候関連	252	42.4%	17	6.7%
社会（ESGのS）関連	94	15.8%	6	6.4%
コーポレートガバナンス（ESGのG）関連	91	15.3%	10	11.0%
情報公開関連	37	6.2%	0	0.0%
うち、気候関連	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%
総計	595	100.0%	37	6.2%

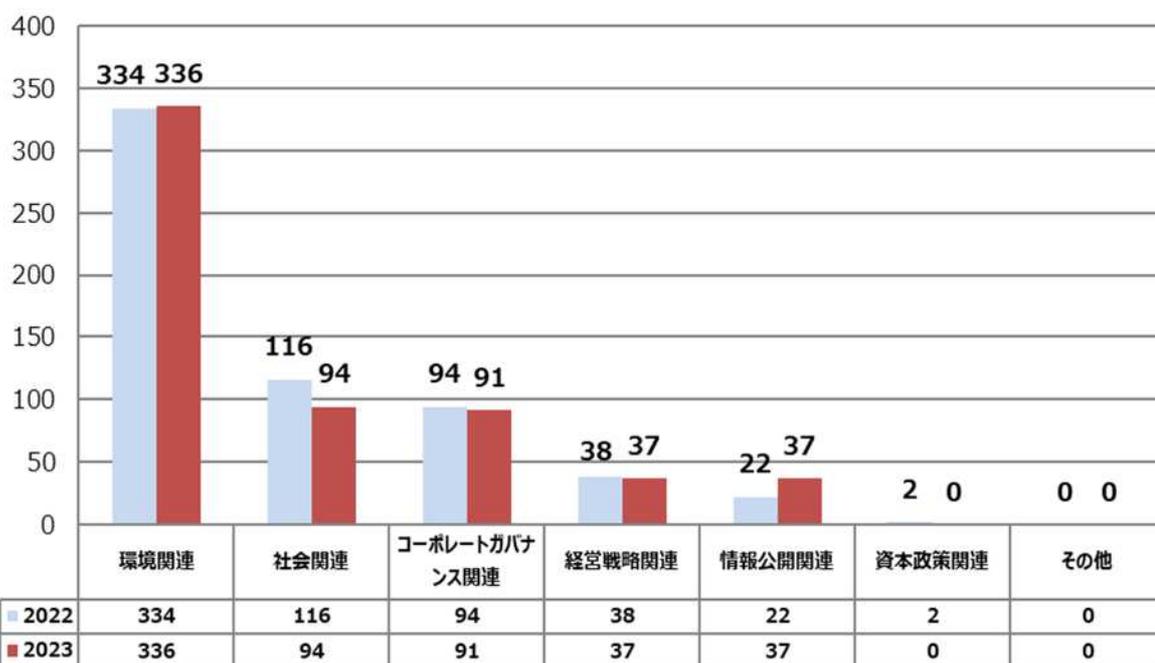
エンゲージメント活動件数＜対話内容別構成比＞

対象：令和5年7月～令和6年6月



※エンゲージメント活動件数全体（595件）に対する対話内容別構成比

エンゲージメント活動件数の増減＜前年度比＞



(4) エンゲージメントの実施状況に関する傾向分析（国内株式）

ファンド別、銘柄別のエンゲージメント活動の傾向を分析した結果は以下の通りです。

① 厚生年金保険給付組合積立金

	令和5年7月～令和6年6月	前年度
4ファンドの(延べ)保有銘柄数に対するエンゲージメント実施銘柄数の比率(%)	27.5%	23.1%
個別ファンドの保有銘柄数に対するエンゲージメント実施銘柄数の比率の最大値、最小値(%)	最大値: 100.0% 最小値: 19.2%	最大値: 80.6% 最小値: 6.9%
4ファンドのエンゲージメント実施銘柄における平均エンゲージメント実施回数(回)	1.6回	1.6回
上記回数のファンド別最大値、最小値(回)	最大値: 2.6回 最小値: 1.3回	最大値: 2.0回 最小値: 1.0回

② 経過的長期給付組合積立金

	令和5年7月～令和6年6月	前年度
4ファンドの(延べ)保有銘柄数に対するエンゲージメント実施銘柄数の比率(%)	33.5%	26.8%
個別ファンドの保有銘柄数に対するエンゲージメント実施銘柄数の比率の最大値、最小値(%)	最大値: 55.9% 最小値: 31.6%	最大値: 62.9% 最小値: 23.4%
4ファンドのエンゲージメント実施銘柄における平均エンゲージメント実施回数(回)	2.5回	2.4回
上記回数のファンド別最大値、最小値(回)	最大値: 3.6回 最小値: 1.6回	最大値: 3.8回 最小値: 1.9回

(5) 報告及びヒアリングを通じて確認された事項

エンゲージメント活動を巡っては、以下のような動きが確認できました。

①国内株式

エンゲージメントについては、個々のテーマについて予めエンドを決め、その中でマイルストーンを設けて細かく進捗管理を行う運用受託機関が複数ありました。

エンゲージメントが企業価値向上に与える効果については、複数の運用受託機関が国内・海外の学術機関との共同研究に取り組んでおります。

また、複数の運用受託機関が、気候変動リスクへの意識の高まり、持続可能な開発目標（SDGs）の浸透等のサステナビリティに影響を与えるESG課題等も意識的に対象としてきていることを確認することができました。

②外国株式

国内株式のエンゲージメント同様、企業の実績の状況に応じたマイルストーンを設定し、ESG課題の解決に向けた取組み状況を管理する運用受託機関が複数ありました。

企業行動や目標・KPIの達成等、エンゲージメント目標の進捗状況をモニタリングするためのシステムを導入・改善し、活用している運用受託機関がありました。

5 日本版スチュワードシップ・コード原則 5 関係

【原則 5：持続的成長に資する議決権行使と行使結果の公表】

全ての運用受託機関が、個別の投資先企業及び議案ごとの議決権行使の結果を自社のウェブサイトで公表していること、また行使内容が都共済ガイドラインに沿って運用されつつも、一部の議案については、都共済ガイドラインの趣旨を十分に理解した上で、投資先企業との対話内容を踏まえて、投資先企業の状況に即した運用がなされていることを確認しました。

(1) 議決権行使基準の策定・公表と議決権行使結果の個別開示

全ての運用受託機関（国内株式8社・外国株式3社）において、議決権行使基準が策定・公表されていること、また適宜の見直しが行われていることを確認しました。

また、全ての運用受託機関において、議決権行使委員会等の委員会組織が設置され、議決権行使に関する基本方針、議決権行使ガイドライン等の策定や議決権行使の判断等を行っていることも確認しました。

なお、全ての運用受託機関において、議決権の行使結果が、ウェブサイトに個別に公表されていました。

〈参考〉国内株式の議決権行使結果の個別開示状況

運用受託機関（再委託先名）	公表URL
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/company/voting/
SOMPOアセットマネジメント株式会社	https://www.sompo-am.co.jp/institutional/stewardship_report.html
野村アセットマネジメント株式会社	http://www.nomura-am.co.jp/special/esg/responsibility_investment/vote.html
フィデリティ投信株式会社	https://www.fidelity.co.jp/about-fidelity/policies/investment/voting
みずほ信託銀行株式会社 (アセットマネジメントOne株式会社)	https://www.am-one.co.jp/img/company/16/voting-eq-202406.pdf
三井住友信託銀行株式会社 (三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社)	https://www.smtam.jp/company/policy/voting/result/
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/report

※三井住友信託銀行については2ファンドの運用を委託しています。

(2) 株主議決権の行使状況（国内株式）

①厚生年金保険給付組合積立金

厚生年金保険給付組合積立金では、国内株式の運用受託機関4社を通じて、令和5年7月～令和6年6月に延べ2,604社（延べ議案数：8,720議案）に対して、株主議決権を行使しました。

全体8,720議案のうち、反対行使は2,155議案、反対比率は24.7%（前年度比1.5%ポイント増加）となりました。

なお、議決権行使を棄権したケースはありませんでした。

株主議決権行使状況（厚生年金保険給付組合積立金）

対象：令和5年7月～令和6年6月開催の株主総会上程議案

議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	8,720	100.0%	6,565	75.3%	2,155	24.7%	23.2%
うち株主提案に関するもの	433	5.0%	61	14.1%	372	85.9%	83.9%
うち気候関連の議案に関するもの	40	0.5%	9	22.5%	31	77.5%	71.4%

内訳	8,720	100.0%	6,565	75.3%	2,155	24.7%	23.2%
取締役会・取締役に関する議案	3,610	41.4%	2,251	62.4%	1,359	37.6%	35.2%
監査役会・監査役に関する議案	1,310	15.0%	1,105	84.4%	205	15.6%	16.7%
役員報酬等に関する議案	618	7.1%	519	84.0%	99	16.0%	17.9%
剰余金の処分にに関する議案	1,723	19.8%	1,618	93.9%	105	6.1%	4.7%
資本構造に関する議案	125	1.4%	53	42.4%	72	57.6%	67.1%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	44	0.5%	1	2.3%	43	97.7%	91.9%
うち増減資に関するもの	15	0.2%	15	100.0%	0	0.0%	0.0%
うち第三者割当に関するもの	10	0.1%	4	40.0%	6	60.0%	37.5%
うち自己株式取得に関するもの	32	0.4%	10	31.3%	22	68.8%	75.7%
事業内容の変更等に関する議案	22	0.3%	22	100.0%	0	0.0%	0.0%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	469	5.4%	423	90.2%	46	9.8%	11.0%
その他議案	843	9.7%	574	68.1%	269	31.9%	23.4%

②経過的長期給付組合積立金

経過的長期給付積立金では、国内株式の運用受託機関4社を通じて、令和5年7月～令和6年6月に延べ2,221社（延べ議案数：7,448議案）に対して、株主議決権を行使しました。

全体7,448議案のうち、反対行使は2,143議案、反対比率は28.8%（前年度比2.8%ポイント増加）となりました。

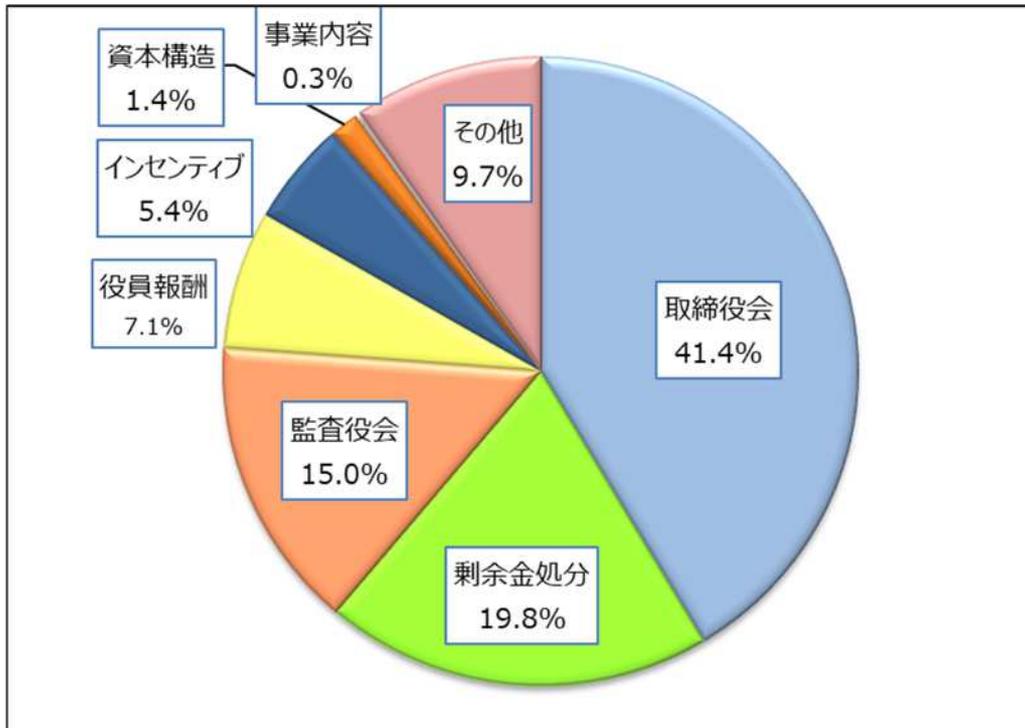
なお、議決権行使を棄権したケースはありませんでした。

株主議決権行使状況（経過的長期給付組合積立金） 対象：令和5年7月～令和6年6月開催の株主総会上程議案

議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	7,448	100.0%	5,305	71.2%	2,143	28.8%	26.0%
うち株主提案に関するもの	361	4.8%	27	7.5%	334	92.5%	91.4%
うち気候関連の議案に関するもの	19	0.3%	3	15.8%	16	84.2%	81.0%

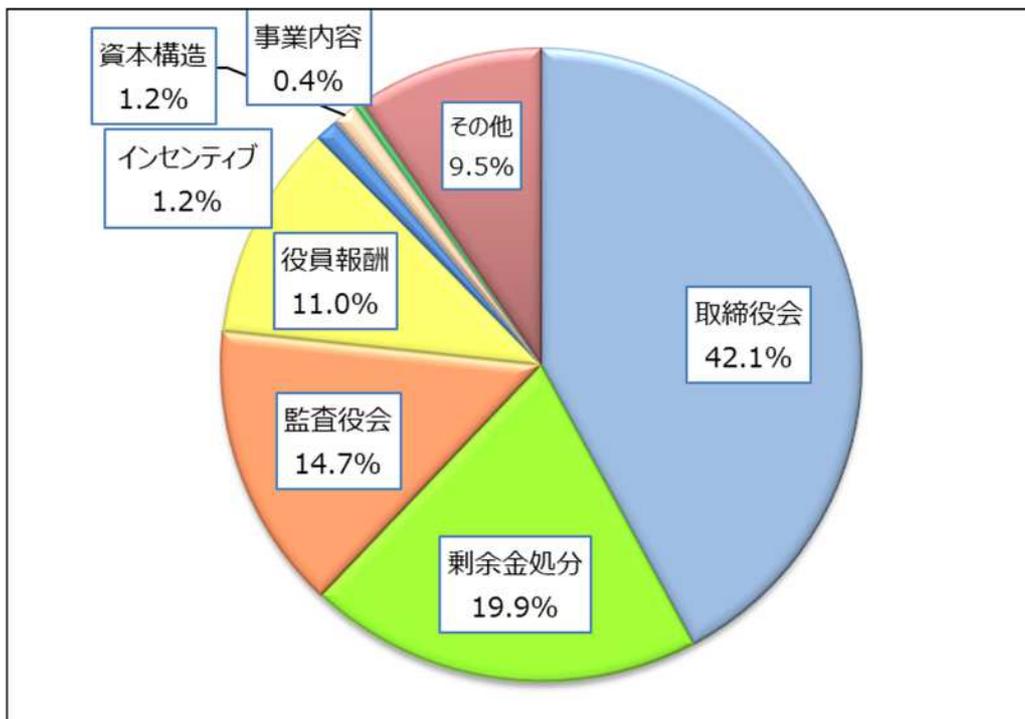
内訳	7,448	100.0%	5,305	71.2%	2,143	28.8%	26.0%
取締役会・取締役に関する議案	3,137	42.1%	1,800	57.4%	1,337	42.6%	40.8%
監査役会・監査役に関する議案	1,092	14.7%	939	86.0%	153	14.0%	15.9%
役員報酬等に関する議案	820	11.0%	643	78.4%	177	21.6%	20.2%
剰余金の処分に関する議案	1,484	19.9%	1,334	89.9%	150	10.1%	4.5%
資本構造に関する議案	90	1.2%	23	25.6%	67	74.4%	74.1%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	41	0.6%	0	0.0%	41	100.0%	96.3%
うち増減資に関するもの	7	0.1%	7	100.0%	0	0.0%	0.0%
うち第三者割当に関するもの	3	0.0%	3	100.0%	0	0.0%	0.0%
うち自己株式取得に関するもの	27	0.4%	1	3.7%	26	96.3%	90.0%
事業内容の変更等に関する議案	27	0.4%	27	100.0%	0	0.0%	0.0%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	90	1.2%	69	76.7%	21	23.3%	21.5%
その他議案	708	9.5%	470	66.4%	238	33.6%	24.5%

厚生年金保険給付組合積立金議案内容別構成比



※議決権行使議案数全体（8,720件）に対する議案内容別構成比

経過的長期給付組合積立金議案内容別構成比



※議決権行使議案数全体（7,448件）に対する議案内容別構成比

(3) 株主議決権の行使状況 (外国株式)

① 厚生年金保険給付組合積立金

厚生年金保険給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関2社を通じて、令和5年7月～令和6年6月に延べ951社（延べ議案数：10,784議案）に対して、株主議決権を行使しました。

全体10,784議案のうち、反対行使は1,101議案、反対比率は10.2%（前年度比0.2%ポイント増加）でした。

なお、議決権行使を棄権したケースはありませんでした。

株主議決権行使状況 (厚生年金保険給付組合積立金) 対象：令和5年7月～令和6年6月開催の株主総会上程議案

議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	10,784	100.0%	9,683	89.8%	1,101	10.2%	10.0%
うち株主提案に関するもの	826	7.7%	300	36.3%	526	63.7%	64.3%
うち気候関連の議案に関するもの	99	0.9%	22	22.2%	77	77.8%	72.6%
内訳	10,784	100.0%	9,683	89.8%	1,101	10.2%	10.0%
取締役会・取締役に関する議案	7,100	65.8%	6,690	94.2%	410	5.8%	5.5%
監査役会・監査役に関する議案	0	0.0%	0	-	0	-	-
役員報酬等に関する議案	1,056	9.8%	950	90.0%	106	10.0%	9.3%
剰余金の処分に関する議案	48	0.4%	48	100.0%	0	0.0%	0.0%
資本構造に関する議案	195	1.8%	176	90.3%	19	9.7%	13.8%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	17	0.2%	16	94.1%	1	5.9%	4.2%
うち増減資に関するもの	91	0.8%	74	81.3%	17	18.7%	26.1%
うち第三者割当に関するもの	0	0.0%	0	-	0	-	-
うち自己株式取得に関するもの	62	0.6%	62	100.0%	0	0.0%	0.0%
事業内容の変更等に関する議案	134	1.2%	116	86.6%	18	13.4%	21.1%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	309	2.9%	267	86.4%	42	13.6%	16.1%
その他議案	1,942	18.0%	1,436	73.9%	506	26.1%	26.2%

②経過的長期給付組合積立金

経過的長期給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関1社を通じて、令和5年7月～令和6年6月に延べ895社（延べ議案数：5,894議案）に対して、株主議決権を行使しました。

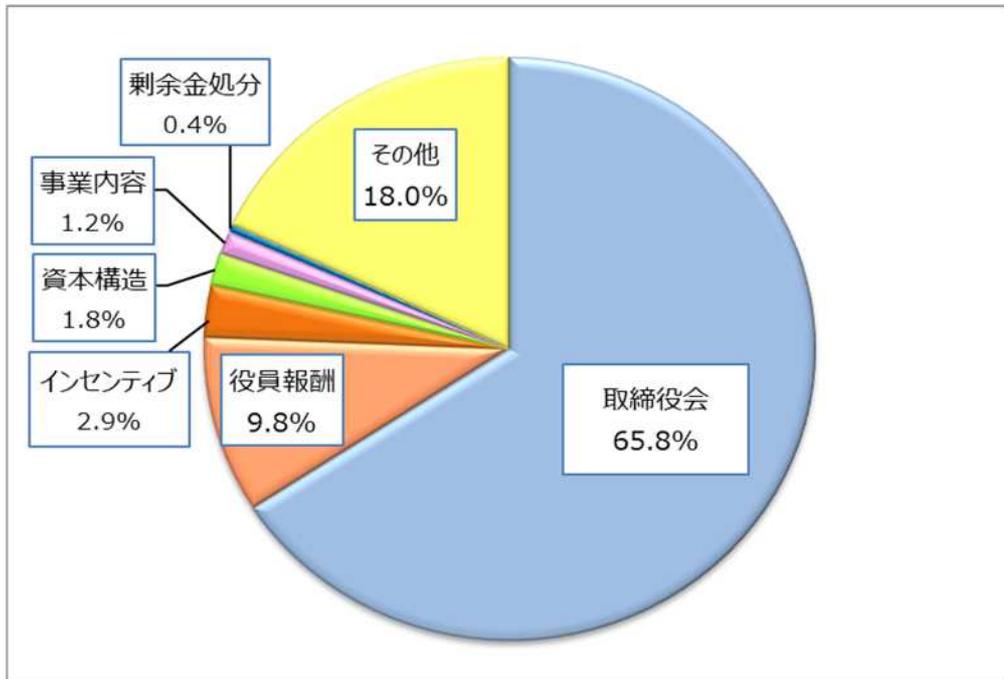
全体5,894議案のうち、反対行使は669議案、反対比率は11.4%（前年度比0.1%ポイント減少）でした。

なお、議決権行使を棄権したケースはありませんでした。

株主議決権行使状況（経過的長期給付組合積立金） 対象：令和5年7月～令和6年6月開催の株主総会上程議案

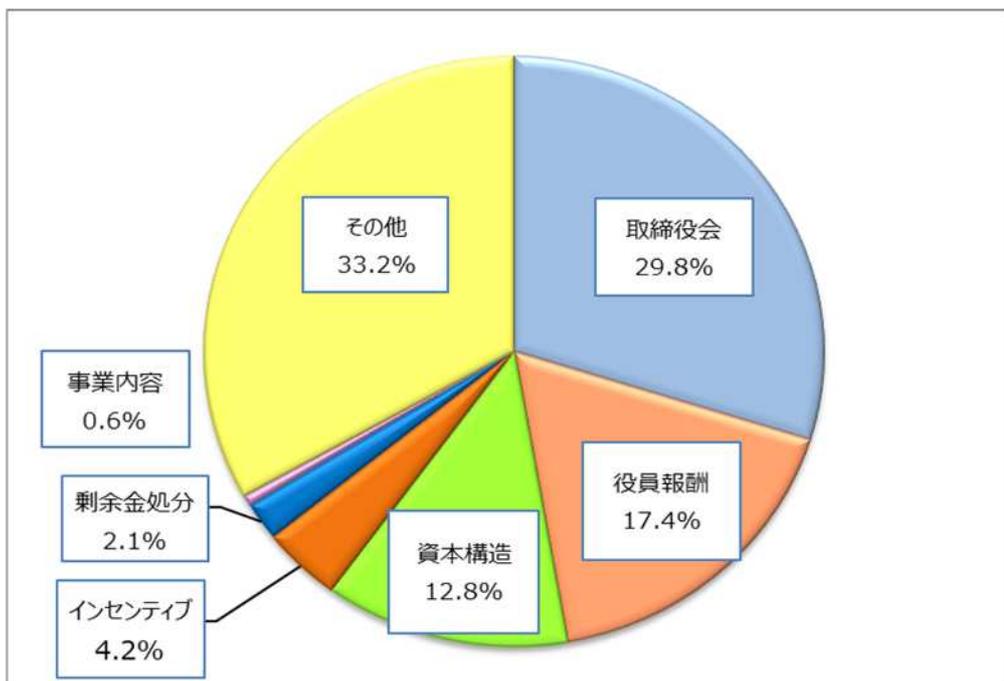
議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	5,894	100.0%	5,225	88.6%	669	11.4%	11.5%
うち株主提案に関するもの	621	10.5%	253	40.7%	368	59.3%	60.1%
うち気候関連の議案に関するもの	87	1.5%	33	37.9%	54	62.1%	58.6%
内訳	5,894	100.0%	5,225	88.6%	669	11.4%	11.5%
取締役会・取締役に関する議案	1,759	29.8%	1,626	92.4%	133	7.6%	9.8%
監査役会・監査役に関する議案	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
役員報酬等に関する議案	1,026	17.4%	925	90.2%	101	9.8%	8.8%
剰余金の処分に関する議案	122	2.1%	122	100.0%	0	0.0%	0.0%
資本構造に関する議案	754	12.8%	716	95.0%	38	5.0%	6.3%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	176	3.0%	168	95.5%	8	4.5%	4.6%
うち増減資に関するもの	343	5.8%	325	94.8%	18	5.2%	7.3%
うち第三者割当に関するもの	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
うち自己株式取得に関するもの	165	2.8%	165	100.0%	0	0.0%	0.0%
事業内容の変更等に関する議案	34	0.6%	33	97.1%	1	2.9%	5.4%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	245	4.2%	205	83.7%	40	16.3%	15.8%
その他議案	1,954	33.2%	1,598	81.8%	356	18.2%	17.5%

厚生年金保険給付組合積立金議案内容別構成比



※議決権行使議案数全体（10,784件）に対する議案内容別構成比

経過的長期給付組合積立金議案内容別構成比



※議決権行使議案数全体（5,894件）に対する議案内容別構成比

(4) 都共済ガイドラインとは異なる判断を行った事例（国内株式）

都共済の議決権行使ガイドラインに従って機械的に議決権行使を行うのではなく、投資先企業ときめ細かい対話を行った結果、運用受託機関が企業価値向上に向けて、敢えて都共済の議決権行使ガイドラインと異なる判断を行った事例は102件と昨年度の67件から増加しました。

議案の概要	都共済のガイドラインにおける判断	運用受託機関の判断
取締役の選任 （社内取締役の増員）	独立社外取締役以外の取締役の増員については、その理由が明確かつ合理的に説明されない限り、原則として反対	社内取締役の増員だが、新任取締役は不動産ビジネスの専門家であり、不動産事業で更なる成長を目指す当社の戦略と整合的。また、社外比率は社外取締役の増員により上昇しているため、取締役会の構成にも問題がないと判断し、賛成
取締役の選任 （社内取締役の増員）		社内取締役の増員だが、増員となる新任社内取締役は社内取締役候補唯一の女性であり取締役会の一層の多様性向上に寄与し、またその経歴から今回の増員は当社のサプライチェーン及び品質保証のガバナンス強化に資すると考えられる。社外取締役も2名増員しており、社内取締役が1名増加しても過半が社外取締役となっており、取締役会の構成にも問題ないことから、賛成
取締役の選任 （社内取締役の増員）		社内取締役の増員だが、海外事業や半導体事業などの監督機能強化であるとの理由があり、また社外取締役も増員することで社外取締役の比率に変更はないため、妥当性があると判断し、賛成
役員報酬 （監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件）	経営執行に対する監督機能が期待される社外取締役、監査役、社外者等に対する付与は否定的に判断	当社の取締役会は8名のうち社外取締役が6名と主力であり、欧米型の取締役会に近い。新CEOとはCFO時代から長年対話しており、エンゲージメントに応じてサステナビリティへの取組みが大幅に加速しており、取締役会が有効に機能していることを確認。社外を含む同社取締役が目先の利益を得るために意図的に株式を売却するリスクは極めて限定的であると確信し、株式報酬は創業者である前CEOの意図である株主と取締役との経営一体感を醸成する目的として評価し、賛成

(5) 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用の事例（国内株式）

都共済は、投資先企業が長期的な企業価値向上に資する経営を行うことを期待しており、そのために必要な取組みを求めていく必要があると考えています。その際には、一方的に議決権を行使するだけでなく、その行使に至るまでの考え方を伝えるなど、多様な手段で課題認識を投資先企業と共有すべきであると考えます。運用受託機関には、株主総会前のエンゲージメントや、議決権行使後のフィードバック等、議決権行使とエンゲージメントの一体的運用を求めていきます。

議決権行使とエンゲージメントの一体的運用の事例	
銀行業種	<ul style="list-style-type: none"> 政策保有株式について簿価ベースでの削減は計画通り進捗したが、時価上昇のために純資産対比20%未満を目指す計画に対しては順調とは言えず、削減計画の最終年度にしわ寄せが生じかねないことから、今後の削減方針や削減水準を示すなど、同社の目指すべき水準を提示してほしいとの意見を述べ、会社としての見解を確認 削減ペースを含めた自社としての考え方を改めて整理し、検討したいと回答後、削減計画・期日を見直し、具体的な簿価ベースでの削減目標及び時価純資産比率での削減目途を決算資料にて開示。エンゲージメントの内容及び削減計画の見直しを踏まえ、取締役選任議案に賛成
保険業種	<ul style="list-style-type: none"> 傘下の事業会社は、企業向け保険において価格調整を実施した行為が独禁法に抵触する可能性があるとして金融庁から業務改善命令を受けた。財務への影響は限定的であるものの、価格調整の影響が顧客および、かつ組織的であることから、経営トップの責任を重大視。一方、問題が発覚した後、経営責任を明確にし、再発防止のためにグループガバナンスを強化の取組みを早急に開始。経営トップや執行役と複数回にわたるエンゲージメントを実施し、具体的な施策について詳細な説明が行われたため、再発防止や企業カルチャー改革の取組みへのコミットメントを確認 エンゲージメント結果から、再発防止に真剣に取り組んでいる点、経営改革における経営トップの強いコミットメントを認め、現経営陣に引き続き対応を託すことが、再発防止と企業価値の向上につながると判断し、不祥事基準での取締役選任議案への反対は見送り

(6) 報告及びヒアリングを通じて確認された事項

株主議決権については、以下のような動きが確認できました。

①国内株式

運用受託機関各社において、都共済のガイドラインに即した議決権行使が適切に行われていることを確認しました。都共済の原則と異なる議決権行使が行われているケースも散見されましたが、何れについても調査分析や対話を通して、あえて都共済のガイドラインに反する行使を行うことが企業価値向上に資するとの確信に基づいた判断であったことを確認しました。

議決権行使にあたり、各々の運用受託機関における、責任投資委員会、スチュワードシップ活動諮問委員会、議決権行使部会等を開催したり、グローバルのサステナブル・インベスティングチーム等と協議するなど、的確な判断に資するための前向きな取組みを実践している姿勢を確認することができました。

②外国株式

運用受託機関各社において、都共済の株主議決権行使ガイドラインに沿って、議決権行使が適切に行われていることを確認しました。なお、都共済のガイドライン原則と異なる議決権行使を行っている事例はありませんでした。

ESG課題の重要性を踏まえ、ESG課題への対応を踏まえた議決権行使基準を導入した運用受託機関が複数ありました。

国内外のESGに関する有カイニシアティブへの参加、官公庁との連携、他の投資家との協働等、各運用受託機関が海外の投資先企業を対象とするスチュワードシップ活動強化に注力していることを確認しました。

6 日本版スチュワードシップ・コード原則 6 関係

【原則 6 : スチュワードシップ活動の顧客・受益者に対する定期的な報告】

都共済は、全ての運用受託機関に対し、自社のスチュワードシップ活動の内容の報告を定期的に求め、それをもとに活動内容を定期的に報告しています。

7 日本版スチュワードシップ・コード原則 7 関係

【原則 7 : スチュワードシップ活動を適切に行うための実力の具備】

全ての運用受託機関が、それぞれにレベルアップを目指す試みを行っていることを確認しました。

8 運用受託機関の課題認識（国内株式・外国株式）

都共済は、運用受託機関が、ステewardシップ責任を果たす上で下記の課題を認識していることを確認しました。

運用受託機関には、引き続き、そうした課題の解決に努め、より実効性の高いステewardシップ活動を行っていくよう求めています。

国内株式の運用受託機関における課題認識

対象項目	課題の内容
エンゲージメント・議決権行使共通	サステナビリティ要求の本質的な理解、重点テーマの見直し、重要性の優先順位付け、実力の維持・向上
エンゲージメント	人材の育成
	活動の高度化（マテリアリティ判断、ESGテーマの再整理、プロセスの精緻化）
	活動の充実化、部署間連携強化・進化
議決権行使	議決権行使基準のタイムリー・適切な見直し

外国株式の運用受託機関における課題認識

対象項目	課題の内容
エンゲージメント・議決権行使共通	人材育成・体制整備充実、社内規定の順守、部署間協働
	取組方針の明確化
	適時・適切な活動報告
	両者の統合的な取組みの強化
エンゲージメント	重要性の優先順位付け、顧客からのフィードバック反映
議決権行使	議決権行使基準のタイムリー・適切な見直し
	ESG課題の最新トレンドのキャッチ・消化
	投資先の持続的成長に向けた行使の推進

Ⅲ 運用受託機関における取組み状況（債券）

1 国内債券のステュワードシップ活動について

国内債券アクティブファンドに係る何れの運用受託機関もステュワードシップ活動方針を策定していることを確認しました。

また、国内債券と国内株式のアナリストは共通のプラットフォームでESG分析を実施した上で、結果を共有していました。一方、債券も株式も持続可能な企業価値を評価する点で目的は共通しており、企業価値の向上という目指すエンゲージメントの考え方も一致していたものの、実際のポートフォリオ構築の際には、債券には発行種別ごとに償還年月があり、投資判断は株式と異なる場合もあり得るとの指摘がありました。

令和5年7月～令和6年6月に延べ91社に対してエンゲージメント活動を行いました。
(令和6年6月末延べ保有銘柄数：120銘柄)

2 日本版ステュワードシップ・コード原則1 関係

【原則1：ステュワードシップ活動方針の策定及び公表】

委託する全ての運用受託機関において、ステュワードシップ責任を果たすための明確な方針等が策定されており、各社のウェブサイト公表されていることを確認しました。

3 日本版ステュワードシップ・コード原則2 関係

【原則2：利益相反管理方針の策定及び公表】

全ての運用受託機関において、ステュワードシップ原則を果たす上で管理すべき利益相反についての明確な方針が策定され、各社のウェブサイト公表されていることを確認しました。また、大半の機関で第三者委員会による利益相反管理がなされていることを確認しました。

4 日本版ステュワードシップ・コード原則4 関係

【原則4：投資先企業に対するエンゲージメント】

全ての運用受託機関において、債券におけるエンゲージメントの方針・プロセスが確立していることを確認しました。どの運用受託機関も、中長期的な視点から持続的な成長を促すことを主目的としていますが、特に債券ということで、リターンのアップサイドに限られる一方で、ダウンサイドが大きいことから、投資先企業の事業リスクの抑制や、不祥事等のネガティブな要素によるスプレッド拡大リスクに備え、成長よりも安定性、とりわけ財務内容や資金調達等の財務戦略を注視しているといった運用受託機関もありました。

5 日本版スチュワードシップ・コード原則 7 関係

【原則 7：スチュワードシップ活動を適切に行うための実力の具備】

全ての運用受託機関が、エンゲージメント助言会社等の外部委託業者を用いることなく、ESGリサーチャーらで構成されるスチュワードシップ活動の専任部署を有し、リサーチアナリスト、クレジットアナリスト等の運用部門と連携して活動していることを確認しました。

同時に、債券も株式も投資先委企業の持続可能な企業価値を評価する点や、中長期的な企業価値向上を目指す点は同じであるから、株式部門との一体的なエンゲージメントや協働エンゲージメントを推進しているといった報告がありました。

また、両部門のアナリストが、共通のプラットフォームで分析や評価等を行うことで、情報共有しながら活動を推進しているといった運用受託機関が複数ありました。

6 対話内容と成果（国内債券）

項目	企業分類	
ESGに関する対話	電力業種	温室効果ガス削減目標の設定やSBT認定取得への具体的な取組みの策定状況、可視化指針が示された人財戦略の実行状況と課題認識を確認 環境面での対応は継続的エンゲージメントが必要だが、新たに人権方針を策定したうえで、人財戦略の可視化が進展

7 運用受託機関の課題認識（国内債券）

運用受託機関より、国内債券のスチュワードシップ活動に関する今後の課題として、以下の2点が挙げられました。

- ・株式と異なり議決権という直接的な権利行使手段を有していないという課題。なお、クレジットアクティブプレイヤーとしてのプレゼンスを活用し、活動していく。
- ・公共セクターおよび証券化商品に対するESG調査・分析が社債発行体ほど体系化されていない。

IV ESGへの取組み

1 ESG投資

(1) ESG投資に関する基本的な考え方

都共済は、積立金の管理及び運用に係る基本方針において、「投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要なものであるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、ESG（環境、社会、ガバナンス）を含めた非財務的要素を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組みを実施する」こととしています。

(2) ESG投資に関する取組み

①株式運用におけるESGプロダクトへの投資

都共済は、令和元年度に国内株式アクティブ運用において、ESGファンドへの投資を開始しました。令和5年度末時点では、国内株式3プロダクト（全てアクティブ運用）、総額（時価）は計225.2億円となっています。

アクティブ運用の各ESGプロダクトは、その運用プロセスにおいて、ESG要素を十分に考慮し、超過収益を目指すものです。

<各ファンドの特色>

- ・ ESGモデルを活用し、環境（E）、社会（S）、企業統治（G）を均等に評価して投資企業を選定
- ・ 「働きやすさ」という社会性（S）のテーマに優れた企業に投資
- ・ 環境（E）を高く評価した企業を中心に投資

②債券運用におけるESG債への投資

都共済は、令和2年度から、国内債券の自家運用においてESG要素を考慮した投資を開始しており、現在までに地方公共団体が発行するESG債への投資を行ってまいりました。令和5年度末時点の累計では、総額（簿価）は13億円となっています。

2 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同表明

都共済は、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、ESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資に取り組むことが重要と考え、令和4年6月24日に金融安定理事会（FSB）によって設立された「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」への賛同を表明しました。

今後とも、投資先企業の気候変動関連のリスク及び機会に関する情報開示促進を通じて、環境に関する取組みを推進し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

3 責任投資原則（PRI）への署名及びアセットオーナー・プリンシプルの受け入れ表明

（1）「責任投資原則（PRI）」への署名

都共済は、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、組合員の利益のために長期的な収益を確保する観点から、ESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資に取り組むことが重要であると考え、令和6年8月16日に「責任投資原則（PRI）」（※1）に署名しました。

（※1）Principles for Responsible Investment：機関投資家等が投資行動等において、ESG（環境、社会、ガバナンス）課題を考慮することを求める国際的な原則

署名後も引き続き、ESGファンドへの投資を行うほか、運用受託機関に対してESGを考慮したエンゲージメント・議決権行使の実施を求め、その実施状況をモニタリングすることなどを通じて、ESGに関する取組みを推進し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

（2）「アセットオーナー・プリンシプル」の受け入れ表明

都共済は、令和6年9月11日にアセットオーナー・プリンシプル（※2）の各原則を受け入れる旨を表明しました。

（※2）アセットオーナーが受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていくうえで有用と考えられる共通の原則（令和6年8月28日内閣官房策定）

引き続き、公的年金のアセットオーナーとしての受託者責任を果たすべく、年金積立金の運用について組合員等の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うために、各原則に沿って、必要な取組みを実施してまいります。

V 今後の取組み

都共済は、「組合員に対する受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」を果たすために、今後も以下の内容を中心にスチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいきます。

また、令和6年度に行った「責任投資原則（PRI）」への署名及び「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れ表明を踏まえた活動に注力してまいります。

＜都共済の原則や ガイドラインの改正＞

法令やコード、社会情勢の変化等を踏まえつつ、都共済の定める「コーポレートガバナンス原則」、「株主議決権行使ガイドライン」について、必要に応じて適宜、改正の検討を行います。

＜他共済等との連携＞

スチュワードシップ活動の効果を高め、より成熟した活動としていくため、地方公務員共済組合連合会や他共済等と積極的な情報交換を行う等連携を維持して参ります。

＜知見の蓄積と効果的な モニタリングの推進＞

運用受託機関との対話を通じ、都共済としてスチュワードシップ活動に関する知見を蓄積するとともに、運用受託機関のスチュワードシップ活動が都共済の方針と整合的であることの確認を行います。

スチュワードシップ活動に関する方針等

各方針等は、都共済ホームページに掲載しておりますので、下記URLよりご確認ください。

- 日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明

(令和2年9月25日最終改正)

https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/assets/Stewardship_Code_Acceptance_Announcement.pdf

- 東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則

(令和4年3月31日最終改正)

<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/assets/b9590aa3108e31611cf83dc1b6ea74a9.pdf>

- 株主議決権行使ガイドライン（国内株式）

(令和4年3月31日最終改正)

<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/assets/16bf30495ba44fa43b0b3935844cf4df.pdf>

- 株主議決権行使ガイドライン（外国株式）

(令和4年3月31日最終改正)

https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/assets/0dc957075c94bd075d407c1b0f0d455b_1.pdf

- 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同について

(令和4年6月24日)

https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/assets/sandohyoumei_1.pdf

- ESG投資の開始について

(令和元年10月15日)

https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/assets/20191015_esg.pdf

- 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に係る基本方針

※「経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に係る基本方針」も同じ内容になります。

(令和3年12月24日最終改正)

https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/assets/kousei_policy.pdf

- 退職等年金給付組合積立金の管理及び運用に係る基本方針

(令和2年3月31日最終改正)

https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/assets/taishoku_policy.pdf

○ 責任投資原則（PRI）への署名について

（令和6年8月16日署名）

<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/assets/cccf7c58e061f72b99684862513efb0a75a1785e.pdf>

○ 「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れ表明

（令和6年9月11日受入れ表明）

[「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れ表明.pdf](#)